

鳥取県告示第 212 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市桜字谷山62、63の2から63の4まで、64の1から64の3まで、65の1、65の3から65の5まで、65の16、65の20、66の1から66の4まで、67の1から67の3まで、関金町関金宿字釈迦山1848の1、1848の2、1848の6、1848の8、1848の9、1848の11から1848の14まで、1848の16、1849の1、1849の3、1849の4、1849の9から1849の30まで、字イノコ谷2083の1から2083の15まで、2084の1から2084の32まで、字本堂山2135、2136、2137の1から2137の15まで、2138の1から2138の22まで、2139の1から2139の13まで、2140の1から2140の9まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)